

千葉県報

号外
令和5年3月31日

主要目次

○	災害救助法施行細則の一部を改正する規則	一
○	職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則	二
○	千葉県財務規則の一部を改正する規則	二
○	労働委員会規則	二
○	千葉県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則	三
○	千葉県労働委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則	三
○	千葉県労働委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則	三
○	告示	三
○	千葉県中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示	四
○	千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示	四
○	議会告示	四
○	千葉県議会の保有する個人情報に関する条例施行規程	八
○	千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示	八
○	千葉県議会公文書管理規程の一部を改正する告示	八
○	千葉県議会議長が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示	九
○	選挙管理委員会告示	九
○	千葉県選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示	九
○	千葉県選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示	九
○	千葉県選挙管理委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示	〇
○	監査委員告示	〇
○	千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示	〇
○	千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示	〇
○	千葉県監査委員行政文書管理規程の一部を改正する告示	〇

○ 千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

取用委員会告示

○ 千葉県取用委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

○ 千葉県取用委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示

○ 千葉県取用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

訓令

○ 千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

議会訓令

○ 千葉県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

○ 千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

選挙管理委員会訓令

○ 千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令

○ 千葉県取用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

○ 千葉県取用委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和二十三年千葉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二のイの(ロ)中「五百七十一万四千元」を「六百二十八万五千元」に改め、同表2の一のハ中「千百六十円」を「千百八十円」に改め、同表3の三のイの表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季	夏季	冬季
別表第一の三のロの表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。	六千二百円	八千二百円	一万二千円	一万五千円	一万八千円	二千六百円		
夏季	一万八千七百円	二万四千円	三万五千六百円	四万二千五百円	五万三千九百円	七千八百円		
冬季	三万千円	四万百円	五万五千八百円	六万五千三百円	八万二千二百円	一万三千三百円		

冬季	九千九百	円	一万二千	三百円	円	一万八千	九百円	二万二千	九百円	二万七千	三百円	三万六千
----	------	---	------	-----	---	------	-----	------	-----	------	-----	------

別表第一の二のイ中「五十九万五千円」を「六十五万五千円」に改め、同表六の二のロ中「三十万円」を「三十一万八千円」に改め、同表八の三のロのイ中「四千五百円」を「四千七百円」に改め、同表八の三のロのロ中「四千八百円」を「五千円」に改め、同表八の三のロのハ中「五千二百円」を「五千五百円」に改め、同表九の三中「二十一万五千二百円」を「二十一万三千八百円」に、「十七万九千円」を「十七万九千円」に改め、同表十一の二中「十三万七千九百円」を「十三万八千三百円」に改める。

別表第二のイの1のイ中「二万四千二百円」を「二万四千七百円」に改め、同表(イ)の1のロ中「一万四千円」を「一万四千三百円」に改め、同表(イ)の1のハ中「一万四千八百円」を「一万四千四百円」に改め、同表(イ)の1のニ中「一万三千七百円」を「一万三千三百円」に改め、同表(イ)の1のホ中「一万四千二百円」を「一万三千九百円」に改め、同表(イ)の1のヘ中「二万四千五百円」を「二万四千八百円」に改め、同表(イ)の1のト中「二万六千五百円」を「二万六千九百円」に改め、同表(イ)の1のチ中「二万六千四百円」を「二万七千三百円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則別表第一(3の三及び9の三を除く。)及び別表第二(イ)の1のハからホまでを除く。)の規定は、令和四年四月一日から適用する。

職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十五号

職業能力開発校設置管理条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発校設置管理条例施行規則(昭和三十九年千葉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表千葉県立市原高等技術専門校の項金属加工系溶接非破壊検査科の目を次のように改める。

非破壊検査科	短期課程	六箇月	一〇人
--------	------	-----	-----

附則

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

千葉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第三十六号

千葉県財務規則の一部を改正する規則

千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の一部を次のように改正する。

第二条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 担当課長 組織規程第十七条第八項の規定により設置される担当課長(組織規程第八条第一項の規定により健康福祉部に設置される課に設置されるものであって、新型コロナウイルス感染症に係る業務を所掌するものに限る。)をいう。

第五条第一項中「課長」の下に「担当課長」を、「局長」の下に「」と読み替えるものとし、担当課長の所掌する業務に係る同表の適用に当たっては同表専決区分の欄(流

用の項に係る部分を除く。)中「課長」とあるのは「担当課長」を加える。

第五十九条第四項に次のただし書を加える。

ただし、別に定める納入方法により納入を受けたときは、領収証書を交付することを要しない。

第四百四条第一項中「電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 電気の供給を受ける契約

第四百四条第一項第二号中「供給するガス」の下に「の供給を受ける契約」を加え、同項第三号中「供給する水」の下に「の供給を受ける契約」を加え、同項第四号中「除く。」の下に「の提供を受ける契約」を加え、同項に次の一号を加える。

五 不動産を借りる契約

別表第四出納局の項中

廃棄物 指導課	産業廃棄物に係る事務管理及び行政執行費用の収納事務
------------	---------------------------

を

廃棄物 指導課	産業廃棄物に係る事務管理及び行政執行費用の収納事務
------------	---------------------------

に改める。

ヤド・残 土対策 課	行政代執行費用の収納事務
------------------	--------------

別表第五廃棄物指導課の項の次に次のように加える。	ヤード・残 土対策課	残土・再生土対 策班及び監視指 導班の上席の職 員
--------------------------	---------------	------------------------------------

別表第五各障害者相談センターの項中「相談課長」を「身体障害者支援課長」に改め、同表各漁港事務所の項中「工務課長」を「工務課長（銚子漁港事務所にあっては、工務第一課長及び工務第二課長）」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

労 働 委 員 会 規 則

千葉県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県労働委員会会長 船越 豊

千葉県労働委員会規則第一号

千葉県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

千葉県労働委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成十七年千葉県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県労働委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県労働委員会会長 船越 豊

千葉県労働委員会規則第二号

千葉県労働委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

千葉県労働委員会行政文書管理規則（平成十七年千葉県労働委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削る。

第十条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に改める。
第十二条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第二百二條第一項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に千葉県労働委員会行政文書管理規則（以下「規則」という。）第二条第三号に規定する職員（以下「職員」という。）が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして千葉県労働委員会が保有しているもの（改正前の規則第二条第三号ロに掲げるものに限る。）は、改正後の規則第二条第三号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年千葉県条例第三十七号）附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例（平成五年千葉県条例第一号）に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規則第二条第三号に規定する行政文書を含む規則第十一条第一項に規定する簿冊等については、改正後の規則第十二条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県労働委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県労働委員会会長 船越 豊

千葉県労働委員会規則第三号

千葉県労働委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則を廃止する規則

千葉県労働委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規則（平成十七年千葉県労働委員会規則第一号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

千葉県中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百六十五号

千葉県中小企業振興資金融資要綱の一部を改正する告示

千葉県中小企業振興資金融資要綱(昭和四十七年千葉県告示第百八十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第六条中「、経営力強化資金」を削る。

附則第九項、第十三項及び第十五項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

別表経営力強化資金の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の千葉県中小企業振興資金融資要綱の規定は、この告示の施行の日以後に融資する資金について適用し、同日前に融資した資金については、なお従前の例による。

千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第百六十六号

千葉県立地企業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県立地企業補助金交付要綱(平成二十六年千葉県告示第四百四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「規定する」の下に「賃借型企業立地の種目及び」を加える。

第七条第四号中「起算して十年」の下に「(別表第二に規定する賃借型企業立地の種目にあつては、三年。以下この号及び次号において同じ。)」を加える。

附則第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「、当該」を「当該」に改め、「もの」の下に「又は第三条の二第三項の市町村計画の認定を受けた市町村であつて当該認定から三年を経過する日までに事業に着手するもの」を加える。

別表第一中「及びネクストコア千葉誉田」を「、ネクストコア千葉誉田及び柏都市計画事業柏市柏インター西土地区画整理事業の施行地区」に改める。

別表第二がらばる市町村連携の項の次に次のように加える。

賃借型企業立地

次の各号に掲げる要件に該当すること。
一 次のいずれかに該当する施設を賃借により設置し、操業すること。
ア 県内に新たに設置する本社(本店に限る。以下この号において同じ。)又は自然科学研究所(知事が定める起業家育成施設(以下「インキュベーション施設等」という。))に設置する本社又は自然科学研究所を除く。イにおいて同じ。)

施設の賃借料に二分の一を乗じて得た額

五百万円(操業を開始する日において事業者が五十人以上である場合には、千円)

イ 県内で事業を発展させるため、インキュベーション施設等を退去し、県内に新たに設置する本社又は自然科学研究所
ウ その他地域経済の活性化に資するものとして知事が特に認める施設
二 操業を開始する日において事業者が十人以上であること。
三 県内に工場等を有する補助事業者にあつては、県税の滞納がないこと。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

議 会 告 示

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議長 佐野 彰

千葉県議会告示第二号

千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程

(趣旨)

第一条 この規程は、千葉県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和五年千葉県条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程における用語の意義は、条例の例による。
(個人識別符号)

第三条 条例第二条第二項に規定する議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 次に掲げる身体の特徴のいずれかについて、特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、その適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号
- イ 細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名DNA）を構成する塩基の配列
- ロ 顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌
- ハ 虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様
- ニ 発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化
- ホ 歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様
- ヘ 手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状
- ト 指紋又は掌紋
- 二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十一項に規定する保険者番号及び同条第十二項に規定する被保険者等記号・番号
- 三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二条第十項に規定する保険者番号及び同条第十一項に規定する被保険者等記号・番号
- 四 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第六条第一項第一号の旅券の番号
- 五 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条第五号に規定する旅券（日本政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
- 六 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- 七 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第一百二十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 八 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号
- 九 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第十四条に規定する基礎年金番号
- 十 道路交通法（昭和三十五年法律第五十号）第九十三条第一項第一号の免許証の番号
- 十一 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）第四百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- 十二 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第十三号に規定する住民票コード
- 十三 雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十条第一項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

十四 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号

十五 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第八条第一項第三号の特別永住者証明書の番号

十六 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十二条第三項の被保険者証の番号及び保険者番号

十七 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第四条 条例第二条第三項に規定する議長が定める記述等は、次の各号に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 一 次に掲げる心身の機能の障害があること。
 - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）別表に掲げる身体上の障害
 - ロ 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害
 - ハ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成十六年法律第六十七号）第二条第一項に規定する発達障害を含み、ロに掲げるものを除く。）
 - ニ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
 - 二 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
 - 三 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
 - 四 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
 - 五 本人を少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- （個人の権利利益を害するおそれが大きいもの等）
- 第五条 条例第十一条本文に規定する個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして

議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 要配慮個人情報に含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損(以下この条において「漏えい等」という。)が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 二 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 三 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- 四 保有個人情報に係る本人の数が百人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

議長は、条例第十一本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、当該事態に関する次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。

- 一 概要
- 二 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目
- 三 原因
- 四 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- 五 その他参考となる事項

第六条 条例第十五条第四項に規定する議長が定めるものは、次の各号に掲げる方法とする。

- 一 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 二 電子メールを送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)
- 三 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。)を送信する方法(他人に委託して行う場合を含む。)

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第七条 条例第十六条第二項に規定する議長が定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- 二 匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

三 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第八条 議長は、個人情報ファイル(条例第十七条各号に掲げるもの及び同条第三項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第四項において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

二 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

三 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

四 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたときは、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿についての記事を削除しなければならない。

五 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

六 条例第十七条第一項に規定する議長が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイル又は同項第二号に係る個人情報ファイルの別
- 二 条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイルについて、第八項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

七 条例第十七条第二項第一号へに規定する議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

一 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの(イに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。)

イ 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第二条第十項に規定する行政機関等の職員又は当該職員であつた者

ロ 条例第十七条第二項第一号イに規定する者又はイに掲げる者の被扶養者又は遺族
二 条例第十七条第二項第一号イに規定する者及び前号イ又はロに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

八 条例第十七条第二項第三号に規定する議長が定める個人情報ファイルは、条例第二項第五項第二号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第十七条第一項の規定による公表に係る条例第二項第五項第一号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(開示請求等における本人確認手続等)

第九条 開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者(以下この項及び次項において「開示請求者等」という。)は、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書(次項において「開示請求書等」という。)に記載されている開示請求者等の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの
- 二 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求(第二号及び次項において「開示請求等」という。)をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

- 一 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの
 - 二 その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前三十日以内に作成されたもの
- 3** 条例第十八条第二項、第三十一条第二項又は第三十八条第二項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求等をする日前三十日以内に作成されたものに限る。)を提示し、又は提出しなければならない。
- 4** 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。
- 5** 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示請求書に記載することができる事項)

第十条 開示請求書には、開示請求に係る保有個人情報の開示の実施の方法(文書又は図面に記録されている保有個人情報については閲覧又は写しの交付の方法として議長が定める方法をいい、電磁的記録に記載されている保有個人情報については条例第二十八条第一項の規定により議長が定める方法をいう。以下同じ。)について、次の各号に掲げる事項を記載することができる。

一 求める開示の実施の方法

二 事務所における開示(保有個人情報記録されている公文書の写しの送付の方法(以下「写しの送付の方法」という。))以外の方法による保有個人情報の開示をいう。以下同じ。)の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その旨

(氏名が開示の対象とならない警察職員)

第十一条 条例第二十条第二号ハに規定する議長が定める警察職員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 警部補以下の階級にある警察官
 - 二 前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員
- (開示決定の際に通知すべき事項)

第十二条 条例第二十四条第一項に規定する議長が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- 二 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあつては、条例第二十八条第三項の規定による申出をする際に当該事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- 三 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

2 開示請求書に第十条各号に掲げる事項が記載されている場合における条例第二十四条第一項に規定する議長が定める事項は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

- 一 開示請求書に記載された開示の実施の方法による保有個人情報の開示を実施することができるとき(事務所における開示については、開示請求書に記載された事務所における開示の実施を希望する日に保有個人情報の開示を実施することができる場合に限る。)) その旨及び前項各号に掲げる事項
 - 二 前号に掲げる場合以外の場合 その旨及び前項各号に掲げる事項
- (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 議長は、条例第二十七条第一項又は第二項の規定により、同条第一項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

2 条例第二十七条第一項に規定する議長が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

る。

一 開示請求の年月日

二 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

三 条例第二十七条第二項に規定する議長が定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 条例第二十七条第二項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

(電磁的記録についての開示の方法)

第十四条 条例第二十八条第一項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に掲げる方法(プログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下この項及び次項において同じ。))を用いて行う必要があるものにあつては、議長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)とする。

一 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付

二 前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項第二号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法(プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議長が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。)により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。

3 前各項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したもの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第十五条 条例第二十八条第三項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

一 求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

二 開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあつては、その旨及び当該部分

三 事務所における開示の実施を求める場合にあつては、事務所における開示の実施を希望する日

四 写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあつては、その

旨

2 第十二条第二項第一号に掲げる場合に該当する旨の条例第二十四条第一項の規定による通知があつた場合において、第十条各号に掲げる事項を変更しないときは、条例第二十八条第三項の規定による申出は、することを要しない。

(写しの送付の求め)

第十六条 議長の開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、送付に要する費用を納付して、保有個人情報記録が記録されている公文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、郵便切手又は議長が定めるこれに類する証票で納付する方法により納付しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に議長が保有している個人情報ファイルについての第八条第一項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この告示の施行後遅滞なく」とする。

千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議長 佐野 彰

千葉県議会告示第三号

千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する告示

千葉県議会事務局職員の勤務時間等に関する規程(昭和二十七年千葉県議会告示第三号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書中「及び課長」を、「課長及び副参事」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県議会公文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議長 佐野 彰

千葉県議会告示第四号

千葉県議会公文書管理規程の一部を改正する告示

千葉県議会公文書管理規程(平成十四年千葉県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号を削る。

第十一條第四項中「(千葉縣個人情報保護條例(平成五年千葉縣條例第一号)第二條第五号に規定する行政文書を含む。)」を削り、同項第二号中「千葉縣個人情報保護條例」を「千葉縣議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和五年千葉縣條例第十八号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同條例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同條例第二十條第四号、第三十五條第一項又は第四十二條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に千葉縣議会議会公文書管理規程(以下「規程」という。)第二條第一項に規定する職員(以下「職員」という。)が職務上作成した同項に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして千葉縣議會議長が保有しているもの(改正前の規程第二條第一項第三号に掲げるものに限る。)は、改正後の規程第二條第一項に規定する公文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護の保護に関する法律施行條例(令和四年千葉縣條例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉縣個人情報保護條例(平成五年千葉縣條例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規程第二條第一項に規定する公文書を含む規程第十條の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十一條第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉縣議會議長が取り扱う個人情報に関する千葉縣個人情報保護條例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉縣議會議長 佐野 彰

千葉縣議會議長告示第五号

止する告示

千葉縣議會議長が取り扱う個人情報に関する千葉縣個人情報保護條例施行規程(平成十七年千葉縣議會議長告示第四号)は、廃止する。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

千葉縣選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉縣選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉縣選挙管理委員会告示第二十二号

千葉縣選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

千葉縣選挙管理委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成十三年千葉縣選挙管理委員会告示第九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉縣情報公開條例第二條第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉縣情報公開條例第二條第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

千葉縣選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和五年三月三十一日

千葉縣選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉縣選挙管理委員会告示第二十三号

千葉縣選挙管理委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示

千葉縣選挙管理委員会行政文書管理規程(平成十三年千葉縣選挙管理委員会告示第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同項各号を削る。

第十一條第三項第二号中「千葉縣個人情報保護條例(平成五年千葉縣條例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同條例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第一百二條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に職員が職務上作成した千葉縣選挙管理委員会行政文書管理規程(以下「規程」という。)第二條第一項に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして千葉縣選挙管理委員会が保有しているもの(改正前の規程第二條第一項第二号に掲げるものに限る。)は、改正後の規程第

二条第一項に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があった改正前の規程第二條第一項に規定する行政文書を含む規程第十条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十一条第三項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県選挙管理委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会告示第二十四号

千葉県選挙管理委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

千葉県選挙管理委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程(平成五年千葉県選挙管理委員会告示第九十八号)は、廃止する。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

監査委員告示

千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県監査委員 小倉 明
千葉県監査委員 川口 明浩
千葉県監査委員 江野澤 吉克
千葉県監査委員 鈴木 衛

千葉県監査委員告示第一号

千葉県監査委員事務局事務決裁規程の一部を改正する告示

千葉県監査委員事務局事務決裁規程(昭和四十五年千葉県監査委員告示第二号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第十号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県監査委員 小倉 明
千葉県監査委員 川口 明浩
千葉県監査委員 江野澤 吉克
千葉県監査委員 鈴木 衛

千葉県監査委員告示第二号

千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

千葉県監査委員が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成十三年千葉県監査委員告示第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県監査委員行政文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県監査委員 小倉 明
千葉県監査委員 川口 明浩
千葉県監査委員 江野澤 吉克
千葉県監査委員 鈴木 衛

千葉県監査委員告示第三号

千葉県監査委員行政文書管理規程の一部を改正する告示

千葉県監査委員行政文書管理規程(平成十三年千葉県監査委員告示第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削る。

第十一条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第百二條第一項」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に職員が職務上作成した千葉県監査委員行政文書管理規程(以下「規程」という。)第二条第二号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして千葉県監査委員事務局が保有しているもの(改正前の規程第二条第二号ロに掲げるものに限る。)は、改正後の規程第二条第二号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規程第二条第二号に規定する行政文書を含む規程第十条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十一条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県監査委員	小倉明
千葉県監査委員	川口明浩
千葉県監査委員	江野澤吉克
千葉県監査委員	鈴木衛

千葉県監査委員告示第四号

千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

千葉県監査委員が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程(平成五年千葉県監査委員告示第一号)は、廃止する。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

収用委員会告示

千葉県収用委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県収用委員会会長 三谷 紘

千葉県収用委員会告示第一号

千葉県収用委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示
千葉県収用委員会が保有する行政文書の開示等に関する規程(平成十七年千葉県収用委員会告示第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設及び同項第三号の電磁的記録

を定める規則」を「千葉県情報公開条例第二条第二項第二号の施設を定める規則」に改める。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県収用委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和五年三月三十一日

千葉県収用委員会会長 三谷 紘

千葉県収用委員会告示第二号

千葉県収用委員会行政文書管理規程の一部を改正する告示

千葉県収用委員会行政文書管理規程(平成十七年千葉県収用委員会告示第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号ただし書中「次に掲げる」を「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行される」に改め、同号イ及びロを削る。

第十一条第四項第二号中「千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)」に、「利用停止等請求」を「利用停止請求」に、「同条例第二十二條第一項、第三十四條第一項又は第四十三條第一項」を「同法第七十八條第一項第四号、第九十四條第一項又は第百二條第一項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日(以下「施行日」という。)前に千葉県収用委員会行政文書管理規程(以下「規程」という。)第二条第三号に規定する職員(以下「職員」という。)が職務上作成した同号に規定する電磁的記録であつて、職員が組織的に用いるものとして千葉県収用委員会が保有しているもの(改正前の規程第二条第三号ロに掲げるものに限る。)は、改正後の規程第二条第三号に規定する行政文書には含まないものとする。

3 施行日前に個人情報保護の保護に関する法律施行条例(令和四年千葉県条例第三十七号)附則第二項の規定による廃止前の千葉県個人情報保護条例(平成五年千葉県条例第一号)に基づく開示請求、訂正請求又は利用停止等請求があつた改正前の規程第二条第三号に規定する行政文書を含む規程第十条の二第一項に規定する簿冊等については、改正後の規程第十一条第四項第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止

する告示を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県収用委員会会長 三谷 紘

千葉県収用委員会告示第三号

千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程を廃止する告示

千葉県収用委員会が取り扱う個人情報に関する千葉県個人情報保護条例施行規程(平成十七年千葉県収用委員会告示第六号)は、廃止する。

附則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

訓令

千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県訓令第八号

千葉県労働委員会事務局

千葉県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

千葉県労働委員会事務局処務規程(昭和四十年千葉県訓令第五号)の一部を次のように改正する。

第七条第十四号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

議 会 訓 令

千葉県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議長 佐野 彰

千葉県議会訓令第一号

議会事務局

千葉県議会事務局組織規程の一部を改正する訓令

千葉県議会事務局組織規程(昭和五十年千葉県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「次長」の下に「及び副参事」を加える。

「副参事」

第五条第一項の表中「主幹」を「主幹」に改め、同条第二項中「指定する」の下に「副主幹」

「副参事、」を加える。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県議会議長 佐野 彰

千葉県議会訓令第二号

議会事務局

千葉県議会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令

千葉県議会事務局事務決裁規程(昭和五十年千葉県議会訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「課長」の下に「副参事」を加える。

第六条第二号中「及び課長」を「課長及び副参事」に改め、同条第三号中「課長」を「課長及び副参事」に改め、同条第五号から第九号までの規定中「及び課長」を「課長及び副参事」に改め、同条第十一号中「課長」を「課長及び副参事」に改め、同条第十二号中「及び課長」を「課長及び副参事」に改める。

第七条第二項第六号及び第七号中「及び課長」を「課長及び副参事」に改める。

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

選挙管理委員会訓令

千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

千葉県選挙管理委員会訓令第一号

千葉県選挙管理委員会職員

千葉県選挙管理委員会規程の一部を改正する訓令

千葉県選挙管理委員会規程(昭和三十六年千葉県選挙管理委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第十三号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

訓令・収用委員会訓令

千葉県収用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

千葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

千葉 県 訓令第一号
千葉県収用委員会

千葉県収用委員会事務局

千葉県収用委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

千葉県収用委員会事務局処務規程（昭和六十三年千葉県・千葉県収用委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「次に」を「次の各号に」に改め、同条第十号中「利用停止等」を「利用停止」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県収用委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

千葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

千葉 県 知 事 熊 谷 俊 人

千葉 県 訓令第二号
千葉県収用委員会

千葉県収用委員会事務局

千葉県収用委員会事務局行政文書規程の一部を改正する訓令

千葉県収用委員会事務局行政文書規程（昭和六十三年千葉県・千葉県収用委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第十三条第一項」を「第十三条」に改める。
第十三条の二を次のように改める。

（電気通信回線に接続した電子計算機等により受信した電子文書等の受領）

第十三条の二 電気通信回線に接続した電子計算機により受信した電子文書（次条に規定する電子申請等を除く。第三項において同じ。）及び総合文書管理システムにより受信した電子文書の受領は、総合文書管理システムの記録媒体に記録する方法により行うものとする。

2 ファクシミリ装置により受信した電磁的記録（次条に規定する電子申請等を除く。）の受領は、その内容を用紙に出力する方法により行うものとする。

3 電気通信回線に接続した電子計算機により受信した電子文書の受領は、その内容を用紙に出力する方法により行うことができる。第一項の規定にかかわらず、当該方法により行うことができる。

4 第一項及び前項の規定にかかわらず、内容が軽易であるものとして事務局長が定める電子文書の受領は、第一項及び前項の規定による方法を省略して行うことができる。
第十三条の三（見出しを含む。）中「使用して」を「使用する方法により」に、「より行う」を「を使用する方法により行う」に改める。

第十三条の四第二項を削り、同条第三項中「第十三条の二第二項」を「第十三条の二第二項」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 第十三条の二第二項の規定により受領した電磁的記録又は同条第三項の規定により受領した電子文書は、文書主任が当該電磁的記録又は当該電子文書の内容を出力した用紙の余白に収受印を押すことにより収受しなければならない。

第十五条第一項中「第二十条第一項」を「第十九条第一項、第二十条第一項、第二十八条第一項」に改め、「第三十一条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

第十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、起案の内容又は起案の内容に係る文書が秘密を要するものであるとき、起案の内容に係る文書が総合文書管理システムの記録媒体に記録することができないものであるときその他の事務局長が別に定めるときは、当該起案の内容又は起案の内容に係る文書については、当該起案の内容を出力した用紙又は当該起案の内容に係る文書（当該文書が電子文書である場合にあつては、その内容を出力した用紙。第二十三条第二項において同じ。）によることをもつて、総合文書管理システムの記録媒体への記録に代えることができる。

第十九条第二項中「重要若しくは異例なもの、秘密を要するもの又は合議を要するものであるとき」を「特に急を要し、持ち回りによる回議をする必要がある場合その他の電子起案により難い場合として事務局長が別に定める場合」に、「出力し、当該起案用紙に自ら押印する」を「出力する」に、「ものとする」を「ことができる」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「付せん」を「付箋」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十条第二項中「付せん」を「付箋」に、「ちよう付する」を「貼付する」に改める。

第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、第十九条第一項後段の規定により起案の内容を出力した用紙又は起案の内容に係る文書によることとしたときは、当該用紙又は文書を電子起案文書の回議に併せて回付するものとする。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

第二十七条第二項中「第十九条第四項」を「第十九条第三項」に改める。

第二十八条を次のように改める。
（供覧）
第二十八条 職員は、供覧による処理を必要とする文書があるときは、法令等の規定に定

めがある場合を除き、直ちに総合文書管理システムに文書分類番号、供覧日その他必要な事項を入力し、総合文書管理システムの記録媒体に記録する方法による供覧（以下「電子供覧」という。）をしなければならない。

2 職員は、電子供覧によらないことが適当な場合として事務局長が別に定める場合は、前項の規定にかかわらず、総合文書管理システムに文書分類番号、供覧日その他必要な事項を入力し、総合文書管理システムの記録媒体に記録するとともに、当該記録した事項が表示された起案用紙を総合文書管理システムにより出力する方法による供覧（以下「書面供覧」という。）をすることができる。

3 職員は、前各項の規定にかかわらず、軽易な事案にあつては文書の余白に朱書又は付箋で供覧することができる。

4 第二十三条第二項後段の規定は第一項の規定による供覧について、第二十一条、第二十二條及び前条第一項の規定は第二項の規定による供覧について、第十九条第三項後段、第二十一条、第二十二條及び前条第二項の規定は前項の規定による供覧について準用する。

5 職員は、起案文書を事務局内において周知させる必要があるときは、電子起案文書にあつては総合文書管理システムを使用して（紙回付文書（第二十三条第二項後段の規定により回付する用紙又は文書をいう。以下同じ。）がある場合にあつては、総合文書管理システムの使用と併せて当該紙回付文書を用いて）、書面起案文書にあつては当該起案用紙を用いて、第十九条第三項の規定により起案した文書（帳票で起案したものを除く。）にあつては当該起案した文書を用いて、それぞれ供覧することができる。

第二十九条第三項中「を除く」を「及び紙回付文書を除く」に改める。

第三十条第一項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2 起案者は、前項の規定による浄書が終わったときは、直ちに浄書した文書と決裁文書を照合しなければならない。
第三十一条を次のように改める。

（公印の押印）

第三十一条 起案者は、前条第二項の規定による照合を終わった文書に、当該決裁文書が電子決裁文書（第二十三条第二項前段の規定による回議により決裁した電子起案文書をいう。）である場合にあつては総合文書管理システムにより第十条の規定による公印の使用確認を受けるための手続を行うことにより（当該決裁文書に当該照合に使用した紙回付文書がある場合にあつては、当該手続と併せて当該紙回付文書を添えて提示することにより）、当該決裁文書が書面決裁文書（電子決裁文書及び紙回付文書以外の決裁文書をいう。第三項において同じ。）である場合にあつては決裁文書を添えて提示することにより、公印管守者又は公印取扱者の確認を受けた後、公印を押さなければならない。ただし、次の各号に掲げる文書に該当しない文書については、公印の押印を省略することができる。

一 法令等の規定により公印の押印を要する文書
二 権利義務又は事実証明に関する文書のうち、事務局長が公印を押印することが必要であると認める文書

2 前項ただし書の規定により公印の押印を省略する場合は、発信者名の下に「（公印省略）」の表示をするものとする。ただし、県の機関相互の文書その他その性質又は内容により当該表示をする必要がないと認められる文書にあつては、この限りでない。

3 起案者は、第一項の規定により公印を押印する文書には、書面決裁文書との間に契印を押さなければならない。ただし、その性質又は内容により契印を押印する必要がないと認められる文書については、契印の押印を省略することができる。

第三十七条第三項中「管理規程」を「文書管理責任者は、管理規程」に改め、「文書主任は」を削り、同条第五項中「第三項の記録及び」を削る。

別記第二号様式中「~~第11条第1項第1号~~」の次に「及び第11条第2項第1号第1項」を加える。
別記第五号様式中「~~第11条第1項第1号~~」を「第11条第1項第1号」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部

四二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

千 葉 県
〇四三(二三三)二六五八

購読申込先